

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
12月9日
(金曜日)

目次

告示

- 道路の区域の変更(道路整備課).....一
- 道路の供用の開始(道路整備課).....二
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....二
- 臨港地区の分区の指定(港湾課).....三
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....三
- 土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課).....四
- 国営農地再編整備事業(豊北地区上市換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....四
- 県宮川越地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....四
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧(漁港漁村課).....四
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

山口県告示第六百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年十二月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関成



道路の種類 一般国道
路線名 四三五号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
美祿郡美東町大字大田字市ノ後五七八五の三	先	旧	最狭 三五・二〇	四六〇・〇	一般国道四三五号の道路の区域(重用)
	同町 同大字字門田三八三四	新	最狭 三二・二八	四六〇・〇	
同地先	同	旧	最狭 三二・二八	四六〇・〇	道路改良工事の完了による。

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
美祿郡美東町大字大田字市ノ後五七八五の三	先	旧	最狭 二八・九一	一三八・六	一般国道四三五号の道路の区域(重用)
	同町 同大字 同字五七九六	新	最狭 二五・七	二二・〇	
同地先	同	旧	最狭 二九・二八	一三八・六	一般国道四三五号の道路の区域(重用)
同地先	同	新	最狭 二七・五二	二二・〇	
同地先	同	旧	最狭 二九・二八	一三八・六	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 瀬越下松線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
下松市大字切山字大道七八の二	先	旧	最狭 〇	〇	終点の変更による。
	同市大字山田字沢六三の二	新	最狭 六〇・八二	二二四六・六	
同地先	同	旧	最狭 〇	〇	道路の区域

道路の種類 県道
 路線名 宇賀山陽線
 道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考	
最狭 三・二	最狭 三・〇	一五四・〇	一五四・〇	道路改良工 完了による	

山口県告示第六百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十七年十二月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四三五号	美祢郡美東町大字大田字市ノ後五七八五の三地从先から 同郡 同町 同大字字門田三八三四の一地从先まで	平成十七年十二月十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九〇号	美祢郡美東町大字大田字市ノ後五七九六の一地从先	平成十七年十二月十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
宇賀山陽線	下関市菊川町大字吉賀字竜王四九九地先から 同市菊川町大字吉賀字権ノ神六二一地从先まで	平成十七年十二月十日

山口県告示第六百五十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字祝島字東浜村一八四の二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から12の地点までを順次結んだ線、12の地点と13の地点を結ぶ平成八年春分の満潮位(D・L. + 二・九四メートル)における公有水面とC防波堤との境界線及び1の地点と13の地点を結ぶ昭和四十四年八月一日付け指令港湾第六一一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. + 三・二七メートル)に囲まれた区域

- 1の地点 熊毛郡上関町大字祝島字走り折畑の祝島二等三角点(北緯三三度四七分二秒九一・五六メートルの地点
- 2の地点 1の地点から二三度〇五分四二秒一一・四〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一一三度一九分一五秒三・一〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二三度一九分一五秒二七・〇一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二九三度三二分一三秒二・一〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二三度三二分一三秒一・二二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一一三度三二分一三秒四・三〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二三度三二分一三秒二・一〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二九三度三二分一三秒五・三〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二二度三六分三四秒五・八一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一一三度二二分五六秒五九・九九メートルの地点

- 12の地点 11の地点から二〇三度一七分〇五秒三一・八二メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二二一度〇四分二五秒二七・四四メートルの地点

(三) 面積

- 三、二二七・九五平方メートル
- 二 免許の年月日及び番号

平成九年七月四日 指令港湾第二二二号

- 三 関係図書を閲覧できる市町村

上関町

- 四 認可を受けた者

熊毛郡上関町大字長島五〇三番地

上関町

上関町長 柏原 重海

- 五 認可の年月日

平成十七年十二月一日

山口県告示第六百五十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、柳井都市計画臨港地区東港臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び柳井市建設部土木課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 分区の種類

商港区

- 二 分区の位置及び区域

- (一) 位置

柳井市柳井字岸ノ下の一部

- (二) 面積

五・二ヘクタール



(六四七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十七年七月二十六日山口県公告（四一一）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十二月九日から平成十八年一月十日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 吉南ショッピングセンター

所在地 山口市小郡上郷一五八〇の一

- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十七年七月二十六日山口県公告（四一一）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十二月九日から平成十八年一月十日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 吉南ショッピングセンター

所在地 山口市小郡上郷一五八〇の一

- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六四九) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町村名

施行地区

事業の種類

宇部市

迫の田地区

ため池の整備

〃

屋八田地区

〃

二 縦覧の期間

平成十七年十二月十二日から平成十八年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(六五〇) 国営農地再編整備事業（豊北地区上市換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区上市換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業（豊北地区上市換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年十二月十二日から平成十八年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(六五一) 県営川越地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営川越地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営川越地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年十二月十二日から平成十八年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(六五二) 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、見島地区特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、当該変更に係る特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧の期間

平成十七年十二月九日から平成十八年一月四日まで

二 縦覧の場所

山口県水産部漁港漁村課及び山口県水産事務所

(六五三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年十二月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
柳井市柳井字源介内及び字樋ノ上
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
柳井市南町七丁目一三番九号
有限会社サンクス

平成十七年十二月九日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）